

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）	
区分	報酬又は給料の額	区分	報酬又は給料の額
略		略	
鳥取県男女共同参画 推進員	<u>1日につき 20,000円</u>	鳥取県男女共同参画 推進員	<u>月額 122,000円</u>
略		略	

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。